平成２２年（フ）第１０２４号
福岡県春日市上白水３丁目88番地幸荘101号
債務者　高崎　　保
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０２８号
福岡市中央区桜坂３丁目４番28―410号
債務者　小島　栄子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０３２号
福岡県糸島市東431番地１イーストビレッジ303号
債務者　田代　和久
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０３８号
福岡県糸島市浦志２丁目５番５号
債務者　日高　里佳（旧姓鳥越）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０４４号
福岡市博多区千代２丁目16番10―207号
債務者　後藤　雅子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０４９号
福岡県宗像市武丸1066番地緑風園
債務者　竹原　　正
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０５０号
福岡県春日市桜ヶ丘７丁目26番地村山ビル132号
債務者　金森丕佐子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０５１号
福岡市東区松島１丁目26番20号
債務者　舟越　正敏
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０５３号
福岡市南区三宅３丁目１番31号
債務者　江崎　裕子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０６２号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北７―９―２―101、住民票上の住所福岡市南区桧原３丁目21番25号
債務者　一関　尚美（旧姓戸渡）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０７０号
福岡市東区舞松原２丁目14番３号
債務者　小林　富雄
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０９１号
福岡市城南区七隈４丁目23番８号
債務者　高木　芳廣
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０９５号
福岡市西区内浜２丁目３番16―203号
債務者　吉村　初子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１０６号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ２丁目13番403号
債務者　谷口　育子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１２９号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄10丁目17番地
債務者　江藤　順次
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１４８号
福岡市東区松崎２丁目12番６号
債務者　前川　米子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１５６号
福岡市西区今宿東２丁目30番10―206号
債務者　菊池　恵美
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部